

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告：山縣真矢 外7名

被告：国

原告ケイ意見陳述要旨

2023(令和5)年1月26日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

記

原告ケイの意見陳述の要旨は、別添した書面に記載のとおりです。

以上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

1 はじめに

原告のケイと申します。

私は、社会生活の中で、自身のセクシュアリティをカミングアウトしていないクローゼットで、好きになる対象が男性と女性に限らず、相手の性のあり方によらないパンセクシャルです。

2 高校から社会人3、4年目の頃まで

初めて交際したのは、高校1年のクラスメイトの女子でした。いつも一緒にいるため、周りにはニコイチと言われていましたが、関係性をオープンにはできませんでした。彼女に、同性との付き合いを異常だと思われたくないという思いから私は男の子っぽくふるまい、●●君という男の子のニックネームで呼んでもらうようにしていました。2年生以降、クラスが変わってからは、放課後に空き教室や隣接する大学校内で一緒に時間を過ごして帰りました。毎日会っているのに、交換日記もしました。3年生になり、進路のこと等を話す中で彼女から、「○○くんが本当に男だったら良かったのに」と言われて、自分が男性じゃないことを悔しく思いました。その頃からすれ違いが増えはじめ、高校生活そのものだった彼女との交際が終わりました。大学生になってから、彼女が堂々と男性と腕を組んで歩いているところを目にした時は、隠れて泣きました。

大学入学後は、友人に誘われるまま参加した合コンで知り合った男性と交際しました。高校時代の彼女との交際と違い、隠さずに済む関係は快適でしたが、高校時代に抱いたほどの気持ちにはなれないことに気付き、1年経たずして関係が終わりました。

しばらくして、同じサークルの女性と親密になり、どちらからともなく交際が始まりました。二人とも車が好きで、デートはもっぱらドライブでした。冬はスキー、夏は海に泊まりがけの旅行にいきました。彼女との交際は、大学を卒業するまでの3年間続きました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

社会人になってからは、大学時代の先輩男性や、旅先で知り合った男性と交際しました。就職先が保守的であったことや、家族や親族から、結婚や出産を期待されていたこと等から、このまま交際相手の男性と結婚してしまえば、プレッシャーから逃れて楽なんじゃないかと思いました。

しかし、実際に、親と会ってほしいと言われてたり、結婚に関する話になると、話をはぐらかしたり距離をとるようになってたりしました。高校や大学時代の彼女との恋愛の熱量と比較してしまっていたように思います。

3 インターネットを通じた仲間との出会い、Aとの交際

1990年代の終わり、20代半ばの頃に、インターネットが普及しはじめました。ネットサーフィン中に、同性を好きになる女性が集まるコミュニティサイトにたどり着きました。交際した女性以外に、同性を好きになる人と会ったことがなかったので、仲間と巡り会えたことが奇跡のように嬉しく、毎晩グループチャットに参加しました。

そのコミュニティのオフ会に参加するうちに、Aと親しくなりました。アートや音楽の共通の趣味や、価値観が近かったこと等から話が尽きず、次第に惹かれ合うようになり、交際がはじまりました。お互いに実家暮らしで、仕事や家族の介護等の事情により、会う時間を捻出するのは大変でしたが、頻繁にメールやメッセージでやりとりしました。二人ともクローゼットなので、互いの家族には親友として紹介しました。Aと同居するまでの6年間には、家族が緊急搬送されたり、亡くなったりして、辛い時期がありましたが、精神的に支え合うことで乗り越えました。そのような時、Aのきょうだいの配偶者は家族としてサポートしているのに、私は友達という立場からできることが限られており、もどかしい思いをしました。

4 Aとの同居、友情結婚

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

30歳を過ぎた頃、互いの家族を取り巻く状況が落ち着いてきたので、実家を出て一緒に住もうという話になりました。親に家を買う計画を話したところ、最初、独立を歓迎しましたが、Aと住むことを告げた途端に反対されました。30歳を過ぎた女性が家を購入し、女性と住むということは、結婚や出産をする気がないと捉えたのだと思います。孫の顔は見られないのかと嘆かれ、Aは信用できないと言われました。親のこの言葉に対し、Aは配偶者に相当するパートナーだし、どこかで私は幸せだとわかってほしいという思いがあったからか、気づいた時には「結婚はできないから…」と口にしていました。親に「なんで結婚できないと言い切れるの？」と聞かれて、思わず口をついて出てきたのは「日本では同性婚ができないから」という言葉でした。親は、「今までAと一緒に食事したり、関係性を築いてきたのはこのためだったのか、Aに騙された」と取り乱し、Aの人格を否定するようなことを言いました。親の強い拒否反応に、言いようのないショックを受け、恐怖のあまり「それぐらい信頼できる人という意味で同性愛ではない」と、咄嗟にカミングアウトを否定してしまいました。

私の家族が辛い状況にある時に影でサポートをしてくれていたAの人格を否定するようなことを言われたことが申し訳なく、また、そのような親だということも辛く、Aにはこのしんどいできごとを話せませんでした。

その後、もやもやをおなかに抱えながらも、Aとの同居に踏み切りました。念願がかなって幸せな生活が始まるはずでしたが、同居を始めて間もなく、何をしても楽しくないことに気付きました。病院を受診したところ、うつ病と診断されました。もし、Aが異性であれば6年も待つことなく結婚という道を選んでいただろうし、親も拒否しなかったはず。認めてほしいとまでは思わないけど、娘が大切に思う人のことは否定しないでほしかった、という気持ちと、親に孫の顔を見せられない、期待を裏切ったという自責の気持ちに苦しんでいました。そして、Aには、しょっちゅう見合いの話が来ていました。同居を計画していた頃に抱いていた新婚生活のようなイメージとの乖離に、どんどん落ち込んでいきまし

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

た。

30代半ば頃、出産の年齢を鑑みて子どもを持つ方法や可能性についていろいろと考えたり調べたりしましたが、クローゼットにとってはどの方法も非現実的でした。その中で、唯一現実的に見えたのは、ゲイ男性との友情結婚でした。当時は、親や世間体を主な理由にゲイとレズビアンとの間で、法律婚をする友情結婚の婚活コミュニティがありました。友情結婚は、子どものことだけでなく、Aか私に何かあった時も配偶者経由でやりとりができる、親に安心してもらえる、親戚や職場から受けるプレッシャーから逃れられる等、Aとの生活を誰にも邪魔されず守るために最善の選択に見えました。友情結婚の婚活を通じて、長く交際している同性パートナーがいて私と似た悩みを抱えるゲイ男性と出会い、結婚を決めました。

新郎となるゲイ男性の親族や会社にアピールしたいという強い希望により結婚式、披露宴、二次会等、一般に想像する結婚の儀式すべてを行いました。夫は、それらの儀式により、ゲイばれの心配から逃れられると喜んでいましたが、私は、多くの人からの祝福に複雑な気持ちになりました。

生活の実態や気持ちが通い合うことは全く無い夫との関係は婚姻届一枚で社会的にも法的にも守られるのに対し、長く一緒にいて伴侶としか表現しようがないパートナーAとの関係は、祝福を受けないどころか、何の保障もないことを改めて突き付けられました。嘘に嘘を上塗りした感じがしました。そんな表面を取り繕った関係は1年ほどで破綻し離婚に至りました。

30代は、うつ病と友情結婚等でLGBTQコミュニティから離れ、マジョリティに埋没する生活を送りました。

5 この裁判の原告となるまで

結婚や孫に関するプレッシャーから解放されたことなどからうつ病が回復した頃には、40歳を迎えていました。約10年ぶりにLGBTQコミュニティに復帰

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

したところ、スマートフォンの普及のおかげでアプリや SNS を通して多くの LGBTQ 当事者をつながることができ、こんなに近所にいたのかと驚くことの連続でした。存在が見えないことでいないことになっている状態に問題意識を持ちました。クローゼットという存在の可視化を目的に、これまでレインボープライドパレードは歩くことはおろか会場に行くことすらできなかったクローゼットたちに呼びかけ、約50人でパレードを歩きました。

2015年、自治体の同性パートナーシップ宣誓制度が導入され、また、同じ年の6月にはアメリカで同性婚の合憲判決等があり、LGBT という言葉が社会に浸透しはじめました。更にその年の7月に同性婚人権救済申立が行われることになりました。同性婚人権救済の弁護団に「尊厳って何ですか」「同性愛者の人権ってなんですか」と聞いたことを覚えています。今まで、希望を持たなければ傷つかずに済むし、そもそも期待しなければがっかりしないと目を背けてきた 이슈でしたが、勇気をふり絞り、同性婚人権救済申立人になりました。

2018年には自治体にパートナーシップ制度導入を求める陳情をしましたが、否決されました。私たちは区境に住んでいたもので、道を隔てた向こうの町ではパートナーとの関係が公的に承認されて、こちら側では承認されないという居住地区による不条理な差別を体験しました。

6 Aとの別れ

2021年の提訴後、20年以上連れ添ったパートナーAと、事情により別れることになりました。

別離にあたり、二人で、住んでいた部屋を片付けながら、どちらからともなく「同性婚ができていたらこんな結果になったのかな」という話になりました。別れるに至って多くのすれ違い、言い争いがありましたが、二人の最後の意見は一致していました。「なってなかったと思う」

もし、異性と変わらない形で結婚ができていたとしたら、20年間ずっと社会

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

に承認されない二人だけの閉じた世界にいることはなかった。家族や職場や友人に開かれた関係であったなら、喜びや悲しみを共有したり、愚痴をいったり、相談したり、サポートを求めることができたでしょう。私たちは、社会生活において、お互いの存在を無いものとして振舞い、マジョリティに合わせた嘘をつき続けることで、ストレスがオリのように蓄積されていたのだと思います。

結婚による祝福を受けられないだけでなく、別離の際も、家族や職場において、何ごともないかのように振舞わざるを得ず、とても辛かったです。

先日、たまたま戸籍謄本を発行取得する機会がありました。そこには、友情結婚していたゲイ男性の氏名と、結婚を届け出た年月日が記載されていましたが、長く連れ添った元パートナーAの痕跡はどこにもありませんでした。本訴訟の原告になるにあたって、私たちに万が一のことがあった時に、人生の半分近く一緒にいたパートナーと築いてきた歴史を、誰にも知られないまま、なかったことにしたくないという思いがあったことを思い出しました。

7 私が原告を続ける理由

結婚相手がいなくなった私が原告を続ける意味があるのかと何度も葛藤しました。

同性婚反対派の人たちから「愛する人と一緒に暮らせるだけで幸せだろう」「それ以上求めるなんておこがましい」等と言われることがあります。このセリフを見聞きするたびに、つい10年ほど前まで、同じ言葉を自分に言い聞かせていたことを思い出します。

そんな、人権活動から遠くにいた私が、今日ここに立っているのは、クローゼットという存在を知ってもらいたい、マジョリティに合わせ自分を偽らざるを得ない状況がなぜ維持されているのか考えてもらいたいからです。

私は、もはや自分らしさがわからないほど多くの嘘を重ねて生きてきました。それだけに、性的指向や性自認が理由で自己を偽ったり、他人から否定される時

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

代が終わることを強く願っています。

制度は人々の認識を変えていくから、性的指向や性自認にかかわらず結婚の自由がすべての人に認められるようになれば、やがて、セクシュルマイノリティは特別な存在ではなくなっていくと信じています。そのためにも、パートナーシップ制度のような特別な措置ではなく、婚姻の平等の実現を望みます。

以上